

## 校務用パソコン及び関連ソフトウェア等の賃貸借契約 仕様書抜粋

### 3 保守業務

- (1) 保守の開始時期は、賃貸借開始日からとする。
- (2) 保守業務は、原則として国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までに行うこととする。  
ただし、教育委員会事務局において当該機器等に発生した障害が重大と判断した場合は、この限りでない。
- (3) 検収後1年以内の間については、調達物品が故障した場合の障害の原因調査・修理、調達物品に対する保守を無償で行うこと。
- (4) 納品検査を完了した日から賃貸借期間満了日までの間に正常な使用状況の下、機器及びソフトウェアに不具合が発生した場合には設置場所に赴き、速やかに復旧対応を行うこと。  
引き取り修理が必要な場合、代替機を用意する等、校務に支障を来さないようにすること。  
修理に当たり再セットアップが必要な場合には、導入時の設定作業をすべて完了させること。  
これらの場合に発生する技術料や部品代等の修理等に係る費用は全て本契約に含むものとする。
- (5) 各学校及び教育委員会事務局からの随時の問い合わせ(電話、FAX、電子メール)に対応できる体制を整えること。
- (6) 受注者は、納入した機器、ソフトウェアの問題を責任を持って解決できる体制をとることを基本とし、不具合等が生じた場合には、連絡を受けてから速やかに技術員を派遣し、原則として当日中に対応すること。但し、午後3時以降に連絡があった場合には翌日の対応も可とする。